長期優良住宅の申請窓口と低炭素建築物の一部の手続きが変わりました

令和５年４月１日より長期優良住宅の認定申請等の窓口は、建築審査課に変わりました。また、低炭素建築物新築等計画の認定申請等についても、郵送による申請の受付が可能となりました。

※認定申請等とは、認定、変更認定、譲渡人の決定、地位の継承、取りやめ、取下げ、軽微な変更、工事完了報告をいいます。

〈変更内容〉	令和５年３月３１日まで	令和５年４月１日から
長期優良住宅	建築・住まい政策課　郵送可	建築審査課　郵送可
低炭素建築物	建築審査課　郵送不可	

１．郵送の場合の申請の流れ

①.申請者は必要書類をレターパックなどで下記の宛先に送付してください。

【必要書類】

・申請図書一式［申請日（＝提出日）を記入したもの］

※長期優良住宅建築等計画等の認定申請書の第三面については、共同住宅等に係る申請の場合に記載いただき、共同住宅等以外の場合でも記載は不要ですが添付してください。

・認定通知書、副本の返送及び納入通知書送付用のレターパックなど（２部）

（配達状況の確認ができるもので委任状に記載がある代理者の宛先を記入したもの）

・認定申請図書チェックリスト（各欄に記入済のもの）

【送付先】

住　　所：〒252-5277　相模原市中央区中央２－１１－１５

宛　　名：相模原市都市建設局まちづくり推進部　建築審査課　意匠審査班

②.申請者は、建築審査課から納入通知書を受理後、速やかに指定の金融機関（納入通知書裏面に記載）で手数料を納付し、領収書の控えを FAX 又はメールで建築審査課へ送付してください。

※送付後に念のため送付した旨を建築審査課へお電話でご連絡ください。

③.受付日は領収書の控えの到着日（手数料の納付を建築審査課で確認できた営業日）になります。また、不足書類や訂正などについては電話又はメールにてご連絡します。

④. 建築審査課が審査終了後、認定通知書と副本を返送します。

２．注意事項

・郵送等による紛失・事故等については責任を負いかねます。

・申請書等は信書になります。信書を取扱うサービスをご利用ください。

・不足書類や訂正などがあれば追加で原本を２部送付してください。

・工事着手日前日までに領収書の控えが到着するようお送りください。

・受付日までに工事着手した場合には受付できません。なお、軽微な変更届等の手数料が発生しない書類の受付日は書類の到着日となります。

・郵送の場合、窓口での申請に比べて認定通知書と副本の返送までにお時間を要します。お急ぎの場合は直接窓口にて申請をお願いします。

※長期優良住宅の手続きについて、これまでと変更した部分を赤字で表示しております。

（問い合わせ先）　　相模原市都市建設局まちづくり推進部　建築審査課　意匠審査班

TEL：042-769-8255　FAX：042-757-6859

Email：ke-shinsa@city.sagamihara.kanagawa.jp